平成２１年（フ）第１４７４号
仙台市泉区根白石字町西上10番地
債務者　若生　　渉
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４８７号
仙台市宮城野区田子３丁目４番11号
債務者　佐藤　房子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４９９号
仙台市宮城野区五輪１丁目８番12号　第３コーポ増栄101
債務者　張間　澄子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５１０号
仙台市青葉区小松島２丁目23番21号
債務者　安田　陽吉
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２２３号
宮城県遠田郡涌谷町小塚字中野一13番地
債務者　赤坂　真子（旧姓狩野）
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第６１７号
水戸市千波町2368番地の14　県営千波西アパート１―105号
債務者　益子　　篤
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６２３号
水戸市開江町1582番地の１
債務者　栗林　淳子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６２７号
茨城県東茨城郡茨城町大字上飯沼1065番地
債務者　市毛　明美
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６３４号
茨城県鉾田市上冨田734番地
債務者　堀田　　忍
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６３５号
茨城県鉾田市上冨田734番地
債務者　堀田千枝子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６３６号
茨城県ひたちなか市相金町35番地の６、住民票上の住所水戸市元吉田町1484番地の５　サンリットヒル105号
債務者　吉野　美代（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６４３号
茨城県東茨城郡大洗町磯浜町5350番地
債務者　鬼澤　貴司
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１２０号
茨城県神栖市知手5084番地　プレッソ前野Ⅱ104
債務者　仲田　有香（旧姓根本・木村）
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１２５号
茨城県鹿嶋市荒野26番地２
債務者　横田　治男
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１２６号
茨城県鹿嶋市荒野26番地２
債務者　横田　政枝
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第４１７号
石川県石川郡野々市町若松町７番11号、従前の住所金沢市米泉町７丁目64番地７
債務者　須田　樹夫
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４１８号
石川県石川郡野々市町若松町７番11号、従前の住所金沢市米泉町７丁目64番地７
債務者　須田枝美子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
金沢地方裁判所